第

3 2 2 2

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 3月 2日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 遺留分

Q: 相続では、最低限の財産を相続できる権利があるそうですが、どのようになっているのですか?

A:遺留分といい、次の権利が与えられています。

【解説】

私有財産制度では、自分の財産は遺言で自由に処分できることとされていますが、この自由を無制限に認めますと、遺産を相続できなかった相続人の生活基盤を損ねることにもなりかねません。

そこで、一定の相続人については、最低限の 相続分の保証をしており、これを遺留分といい ます。遺留分は次のとおりです。

- ① 直系卑属だけが相続人であるとき 相続財産の1/2(相続人が数人いるとき は均分)
- ② 直系卑属と配偶者が相続人であるとき 相続財産の1/2
- ③ 直系尊属と配偶者が相続人であるとき 相続財産の1/2
- ④ 兄弟姉妹と配偶者が相続人であるとき 配偶者のみ相続財産の1/2
- ⑤ 配偶者だけのとき 相続財産の1/2
- ⑥ 直系尊属のみが相続人のとき 相続財産の1/3
- ⑦ 相続放棄等により相続権を失った者 遺留分なし
- ⑧ 上記以外 被相続人は財産の1/2まで処分可







